

地域経済活性化につながる PFI 事業推進研究会

設立趣旨

PFI 事業は、公共施設等の設計、施工、維持管理、運営及びそれらにかかる資金調達を、民間企業等が組成した SPC (Special Purpose Company 特別目的会社) に一括して行わせることにより、民間の知恵と資金を活かした歳出の効率化、市民サービスの向上等を実現する手法であり、実施件数は累計で 666 件と着実に増えている。PFI 推進会議で決定された平成 30 年改定版アクションプランにも人口 20 万人未満の地方公共団体への導入促進が強調されるなど、今後とも政府は PFI 事業の普及に注力することとしている。

一方、PFI 事業を受注するには、従来のようにバラバラに発注された設計、施工、維持管理等それぞれの業務に個別に入札するのと異なり、必要に応じて他の企業とコンソーシアムを組んで、企画、設計から維持管理、運営を含めた質の高い提案を行い、落札後はそのコンソーシアム構成企業が出資して SPC を設立し発注者と長期契約を締結するというプロセスが必要となる。受注すれば、その SPC は複数年にわたって発注者や利用者から安定収益を得て、出資企業への配当や発注等につなげたり、周辺ビジネス展開への糸口になるなど企業にとってメリットは大きく、すでに積極的な事業参入を進めている企業も存在する。

しかし、他業種の企業とコンソーシアムを作りにくい、将来の財務プロジェクトを含め質の高い提案書を書く自信がない、SPC を作ったことがないなど不安を感じる企業はいまだ多く、地域の企業の受注機会を増やしたい発注者側も、地域の企業がなかなかついてこないために議会等の理解が得られず、PFI 事業に足踏みする側面も指摘されている。内閣府や関係省庁は、地域の企業が PFI 事業に積極的に参加できるよう、発注者や地域金融機関、関連企業が直接意見交換できる場であるプラットフォームの組成や専門家の派遣などの支援を行っているが、十分な成果を上げているとはいいがたい。

このため、どのような環境整備を行えば、地域の企業が PFI 事業に積極的に参加し、発注の果実が地域経済活性化につながるかについて有識者等を交えて検討する必要がある。